

# 令和 7 年第 9 回稻沢市農業委員会総会会議録

令和 7 年 9 月 24 日 稲沢市産業会館 大会議室

## 出席委員

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1 番	大崎 和生	2 番	服部 猛
3 番	平手 秀夫	4 番	櫻井 吉美
5 番	丹下 和行	6 番	永井 八千代
7 番	加島 由隆	8 番	家田 里美
9 番	大谷 典央	10 番	春田 美智代
11 番	澤田 彰俊	12 番	近藤 昌弥
13 番	後藤 恵美		
15 番	堀田 泰樹	16 番	伊藤 英樹
17 番	伊藤 弥寿夫	18 番	三井 啓司

## 欠席委員

14 番	石田 豊	19 番	関戸 梓
------	------	------	------

## 【事務局】出席者

局長	長崎 優典	主幹	川口 善徳
主事	上田 哲也	主事	大崎 菜々子

## 【農務課】出席者

主幹	廣瀬 信博	主任	永井 勇気
----	-------	----	-------

## 令和 7 年第 9 回稻沢市農業委員会総会会議録

令和 7 年 9 月 24 日 稲沢市産業会館 大会議室

午後 2 時 00 分開会

### 【事務局】

定刻になりましたので、始めさせていただきます。

それでは、令和 7 年第 9 回稻沢市農業委員会総会を始めさせていただきます。

本日の欠席委員は石田豊委員、関戸梓委員の 2 名でございます。

なお、総会の議長につきましては、農業委員会等に関する法律第 5 条第 3 項の規定により「会長は会務を総理する」こととなっておりますので、大崎会長、議事進行をよろしくお願ひ致します。なお、この後の会議につきましては着座にて進めさせていただきますのでよろしくお願ひいたします。

### 【会長】

皆さん、こんにちは。委員の皆様におかれましては、ご多忙のところ総会にご出席いただき誠にありがとうございます。お彼岸も過ぎ、めっきり秋めいてきましたが、皆さん健康には十分に留意されお過ごしいただきたいと思います。

それではただいまから、令和 7 年第 9 回稻沢市農業委員会総会を開会いたします。本日の出席委員は 17 名であり、会議の成立を認めます。これより本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付したとおりですので、報告にかえます。これより日程に入ります。

日程第 1 議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は当席において 10 番春田美智代委員及び 11 番澤田彰俊委員を指名いたします。

次に日程第 2 議案第 44 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局から説明を求めます。

### 【事務局】

総会提出議案 2 ページをお願い致します。

議案第 44 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」

農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請書を次のとおり受理したので、同条同項の規定により農業委員会の議決を求める。本日付け提出 会長名でございます。

今月は所有権移転の案件のみでございます。3 ページをお願いいたします。

番号 1 番、番号 5 番につきましては、受人が同一のため、一括で説明致します。

番号 1 番

申請地 地目 面積 を朗読。

番号 5 番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買での所有権移転です。

受人は、近隣に自己所有農地があり、規模拡大のため、申請地を取得するものです。

## 令和 7 年第 9 回稻沢市農業委員会総会会議録

令和 7 年 9 月 24 日 稲沢市産業会館 大会議室

受人は現在 5,477 m<sup>2</sup>の農地を耕作しており、個人で年間 250 日農業に従事しています。

### 番号 2 番

申請地 地目 面積 を朗読。

贈与での所有権移転です。

受人は今年度から農業を開始し、一宮では既に柿畠を所有しています。申請地は受人自宅の近郊にあり、規模拡大のために取得するものです。現在 1,017 m<sup>2</sup>の農地を耕作しており、個人で年間 150 日農業に従事しています。

### 番号 3 番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買での所有権移転です。

登記地目は田ですが、現況は畠となっております。

申請地は、赤池土地改良組合が管理していましたが、組合の解散に伴い農地の清算を行い土地改良区の意向もあり妻名義に変更します。受人自宅と隣接しているため効率的に農業ができます。現在 10,362 m<sup>2</sup>の農地を耕作しており、個人で年間 90 日、世帯では 180 日農業に従事しています。

### 番号 4 番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買での所有権移転です。

一部については、登記地目は畠ですが、現況は田となっております。

受人には市内に於いて大規模に農業経営をしており、経営農地近隣に位置する申請地を取得し、規模拡大をするものです。

受人は現在 686,193.24 m<sup>2</sup>の農地を耕作しており、個人で年間 300 日、世帯で 1280 日農業に従事しています。

4 ページをお願いいたします。

### 番号 6 番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買での所有権移転です。

申請地は、受人自宅付近に位置しており、効率的に農業ができるため取得するものです。

受人は現在 393 m<sup>2</sup>の農地を耕作しており、個人で年間 180 日、世帯で 300 日農業に従事しています。

### 番号 7 番

申請地 地目 面積 を朗読。

## 令和 7 年第 9 回稻沢市農業委員会総会会議録

令和 7 年 9 月 24 日 稲沢市産業会館 大会議室

売買での所有権移転です。

申請地は、受人所有農地と隣接しており、効率的に農業ができるため取得するものです。

受人は現在 4,326 m<sup>2</sup>の農地を耕作しており、個人で年間 150 日農業に従事しています。

5 ページの総括表をお願いします。

申請件数は合計 7 件、移動の土地は、田 9 筆 6,919 m<sup>2</sup>、畑 7 筆 2,482 m<sup>2</sup>、合計 16 筆 9,401 m<sup>2</sup>です。

以上 7 件のうち、番号 1 番から 7 番につきましては、お手元に配布しております意見書のとおり、農地法第 3 条第 2 項・3 項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしております。以上です。

### 【会長】

説明が終わりました。質疑はございませんか。

質疑もないようですので、これより採決いたします。

議案第 44 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」は、原案どおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全会一致と認め、原案どおり決しました。

次に日程第 3 議案第 45 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局から説明を求めます。

### 【事務局】

6 ページをお願いします。

議案第 45 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」です。農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請書を次のとおり受理したので、同条 3 項の規定により農業委員会の意見を求める。本日付け提出、会長名でございます。

農地区分の詳細説明は、別に用意しました農地転用資料と併せてご確認をお願いします。それでは議案の説明に移ります。

7 ページをお願いします。

番号 1 番 申請地 地目 面積 を朗読。

こちらは、農家住宅を建築します。農地区分は第 2 種農地です。

番号 2 番 申請地 地目 面積 を朗読。

こちらは自己用住宅を建築します。農地区分は第 3 種農地です。

## 令和 7 年第 9 回稻沢市農業委員会総会会議録

令和 7 年 9 月 24 日 稲沢市産業会館 大会議室

番号 3 番 申請地 地目 面積 を朗読。

こちらは、貸駐車場を設置します。農地区分は第 3 種農地です。

8 ページをお願いします。

4 条の申請件数は、3 件 転用の土地 畑 3 筆 669 m<sup>2</sup> 合計 3 筆 669 m<sup>2</sup>です。

以上 4 条申請 3 件につきましては、立地基準及び一般基準ともに満たしており、許可相当と判断します。以上です。

### 【会長】

説明が終わりました。質疑はございますか。

質疑もないようですのでこれより採決いたします。

議案第 45 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」は、原案どおり許可相当として愛知県知事に送付することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全会一致と認め、原案どおり決しました。

次に日程第 4 議案第 46 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局から説明を求めます。

### 【事務局】

9 ページをお願いします。

議案第 46 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」です。農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請書を次のとおり受理したので、同条 3 項の規定により農業委員会の意見を求める。本日付け提出、会長名でございます。

先に所有権移転案件から説明させていただきます。10 ページをお願いします。

番号 1 番 申請地 地目 面積 を朗読。

売買による所有権移転です。こちらは、資材置場を設置します。農地区分は第 2 種農地です。

番号 2 番 申請地 地目 面積 を朗読。

売買による所有権移転です。こちらは太陽光パネルを設置します。農地区分は第 3 種農地です。

番号 3 番 申請地 地目 面積 を朗読。

売買による所有権移転です。こちらは、太陽光パネルを設置します。農地区分は第 2 種農

## 令和 7 年第 9 回稻沢市農業委員会総会会議録

令和 7 年 9 月 24 日 稲沢市産業会館 大会議室

地です。

続きまして、11 ページをお願いします。ここから権利設定の案件になります。

番号 4 番 申請地 地目 面積 を朗読。

賃借権の権利設定です。こちらは駐車場を設置します。農地区分は第 3 種農地です。

番号 5 番 申請地 地目 面積 を朗読。

賃借権の権利設定です。こちらは駐車場を設置します。農地区分は第 2 種農地です。

番号 6 番 申請地 地目 面積 を朗読。

賃借権の権利設定です。こちらは、資材置場を建築します。農地区分は第 2 種農地です。

番号 7 番 申請地 地目 面積 を朗読。

賃借権の権利設定です。こちらは調剤薬局を建築します。農地区分は第 2 種農地です。

番号 8 番 申請地 地目 面積 を朗読。

賃借権の権利設定です。こちらは診療所を建築します。農地区分は第 2 種農地です。

番号 9 番 申請地 地目 面積 を朗読。

使用貸借権の権利設定です。こちらは分家住宅を建築します。農地区分は第 2 種農地です。

番号 10 番 申請地 地目 面積 を朗読。

使用貸借権の権利設定です。こちらは分家住宅を建築します。農地区分は第 2 種農地です。

12 ページをお願いします。

5 条の申請件数は、10 件 転用の土地 田 8 筆  $2,402 \text{ m}^2$  畑 7 筆  $3,512 \text{ m}^2$  合計 15 筆  $5,914 \text{ m}^2$  です。

以上 5 条申請 10 件につきましては、立地基準及び一般基準ともに満たしており、許可相当と判断します。以上です。

### 【会長】

説明が終わりました。質疑はございますか。

質疑もないようですのでこれより採決いたします。

議案第 46 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」は、原案どおり許可相当と

## 令和 7 年第 9 回稻沢市農業委員会総会会議録

令和 7 年 9 月 24 日 稲沢市産業会館 大会議室

して愛知県知事に送付することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全会一致と認め、原案どおり決しました。

次に日程第 5 議案第 47 号「農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画案(一括設定)に対する意見聴取について」を議題といたします。事務局から説明を求めます。

### 【事務局】

総会提出議案 13 ページをお願い致します。

議案第 47 号「農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画案に対する意見聴取について」

農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 2 項の規定による農用地利用集積等促進計画案(一括設定)を次のとおり受理したので、同条第 3 項の規定により農業委員会の意見を求める。

本日付け提出会長名でございます。

14 ページをお願いします。

こちらは、地権者、農地中間管理機構である愛知県農業振興基金及び耕作者を一括して利用権設定する農用地利用集積等促進計画案になります。

申請地を朗読。

賃借権の設定は 17 筆、使用貸借権の設定は 10 筆です。

貸借期間は令和 7 年 11 月 1 日から令和 17 年 12 月 31 日までが 27 筆です。

16 ページ総括表をお願い致します。

田 19 筆 15,008 m<sup>2</sup> 畑 8 筆 2,988 m<sup>2</sup> 合計 27 筆 17,996 m<sup>2</sup> になります。

これら利用集積の案件については、利用権の設定をすることに差し支えないものと判断します。

以上です。

### 【会長】

説明が終わりました。質疑はございますか。

質疑もないようですのでこれより採決いたします。

なお、議事参与の制限により、澤田彰俊委員は採決に加わることはできませんので、よろ

## 令和 7 年第 9 回稻沢市農業委員会総会会議録

令和 7 年 9 月 24 日 稲沢市産業会館 大会議室

しくお願いします。

議案第 47 号「農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画案(一括設定)」は、原案どおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全会一致と認め、原案どおり決しました。

次に日程第 6 議案第 48 号「農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画案(受け手の変更)に対する意見聴取について」を議題いたします。事務局から説明を求めます。

### 【事務局】

総会提出議案 17 ページをお願い致します。

議案第 48 号「農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による、農用地利用集積等促進計画案（受け手の変更）に対する意見聴取について」

農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 2 項の規定による農用地利用集積等促進計画案（受け手の変更）を次のとおり受理したので、同法第 19 条第 3 項の規定により農業委員会の意見を求める。

本日付け提出会長名でございます。

18 ページをお願いします。

こちらの案件につきましては、既に利用権設定された農地について、受け手を変更する計画案となります。

申請地を朗読。

賃借権の設定は 2 筆、使用貸借権の設定は 1 筆です。

番号 2 番 3 番については、令和 7 年 3 月総会時に所有者不明土地の公示で報告しました案件です。所有者が分からなくなっている農地について耕作に活用したいという要望を受け、利用権の設定に向けて公示を行いましたところ所有者等から申出がなかったため、農地法第 41 条に基づき、農地中間管理機構にその旨を通知しました。今後愛知県知事の裁定を受けます。

貸借期間は令和 7 年 11 月 1 日から令和 10 年 12 月 31 日までが 1 筆、令和 7 年 11 月 1 日から令和 17 年 12 月 31 日までが 2 筆です。

19 ページ総括表をお願い致します。

合計 田 3 筆 1,945 m<sup>2</sup> になります。以上です。

## 令和 7 年第 9 回稻沢市農業委員会総会会議録

令和 7 年 9 月 24 日 稲沢市産業会館 大会議室

### 【会長】

説明が終わりました。質疑はございませんか。  
質疑もないようですのでこれより採決いたします。  
議案第 48 号「農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による、農用地利用集積等促進計画案（受け手の変更）に対する意見聴取について」原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全会一致と認め、原案どおり決しました。  
次に日程第 7 議案第 49 号「地域計画策定に係る協議について」を議題といたします。市から説明を求めます。

### 【農務課】

総会提出議案 20 ページをお願いします。  
議案第 49 号「地域計画策定に係る協議について」農業経営基盤強化促進法第 19 条第 6 項の規定により、次のとおり地域計画策定案を受理したので、農業委員会の意見を求める。本日付け提出、会長名でございます。

それでは、地域計画の策定について説明させていただきます。  
まず始めに資料のご確認をお願いいたします。見出しに地域計画変更内容と書いてあるものと、左上に参考様式第 5-2 号とあり見出しが地域計画と記載されているものがあることの確認をお願いします。お手元の資料が足りない方等がいらっしゃいましたら、事務局までお知らせください。  
今回は、千代田地区の地域計画の内容を一部変更いたします。内容については、地域計画変更内容に記載してあるとおりで、地域内の農業を担う者一覧に 1 経営体を追加いたします。具体的には千代田地区の農業者の一人が地域計画への位置付けを希望され、地域内で実施した協議の結果、同計画内への「地域内の農業を担う者一覧」に記載されることとなりました。については、地域計画変更マニュアルに従い、地域内の農業を担う者一覧に経営体を追加する場合については、地域計画の変更をする必要がありますので、意見聴取させていただいております。  
説明については以上です。

### 【会長】

説明が終わりました。質疑はございませんか。  
質疑もないようですので、これより採決します。  
議案第 49 号「地域計画策定に係る協議について」異論のないことを稻沢市長へ報告する

# 令和 7 年第 9 回稻沢市農業委員会総会会議録

令和 7 年 9 月 24 日 稲沢市産業会館 大会議室

ことに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全会一致と認め、異議ないことを稻沢市長へ報告することに決しました。

次に日程第 8 報告第 28 号「現況証明願の報告について」から日程第 10 報告第 30 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知の報告について」までを一括して事務局から説明を求めます。

## 【事務局】

それでは 21 ページをお願いします。

報告第 28 号「現況証明願の報告について」です。

現況証明願が、次のとおり証明されましたので報告する。本日付け提出、会長名です。

22 ページをお願いします。

番号 1 番

申請地 地目 面積を朗読。

平成 8 年より住宅敷地として利用しておりました。

番号 2 番

申請地 地目 面積を朗読。

昭和 43 年より境内地として利用しておりました。

番号 3 番

申請地 地目 面積を朗読。

昭和 27 年より住宅敷地として利用しておりました。

番号 4 番

申請地 地目 面積を朗読。

昭和 44 年より通路敷地として利用しておりました。

番号 5 番

申請地 地目 面積を朗読。

平成 16 年より住宅敷地として利用しておりました。

## 令和 7 年第 9 回稻沢市農業委員会総会会議録

令和 7 年 9 月 24 日 稲沢市産業会館 大会議室

つづきまして、23 ページをお願いします。

報告第 29 号「農地法第 5 条の規定による届出の報告について」です。

農地法第 5 条の規定による届出について、農地法関係事務処理要領の第 4 の 5 の (6) のアの規定により、受理したことを報告する。本日付け提出、会長名です。

24 ページをお願いします。

農地法第 5 条第 1 項第 6 号の届出です。

所有権移転案件からご説明します。

番号 1 番

申請地 地目 面積を朗読。

売買による所有権移転で、宅地分譲による転用でございます。

番号 2 番

申請地 地目 面積を朗読。

売買による所有権移転で、住宅建築による転用でございます。

番号 3 番

申請地 地目 面積を朗読。

売買による所有権移転で、駐車場設置による転用でございます。

番号 4 番

申請地 地目 面積を朗読。

売買による所有権移転で、ホテル建築による転用でございます。

番号 5 番

申請地 地目 面積を朗読。

売買による所有権移転で、住宅建築による転用でございます。

番号 6 番

申請地 地目 面積を朗読。

売買による所有権移転で、敷地拡張による転用でございます。

25 ページをお願いします。

続いて権利設定案件になります。

## 令和 7 年第 9 回稻沢市農業委員会総会会議録

令和 7 年 9 月 24 日 稲沢市産業会館 大会議室

### 番号 7 番

申請地 地目 面積を朗読。

賃借権による権利設定で、店舗建築による転用でございます。

### 番号 8 番

申請地 地目 面積を朗読。

使用貸借権による権利設定で、住宅建築による転用でございます。

26 ページ総括表をお願いします。

申請件数は 8 件 田 6 筆 1,576.96 m<sup>2</sup> 畑 2 筆 472 m<sup>2</sup> 合計 8 筆 2,048.96 m<sup>2</sup>です。

つづきまして、27 ページをお願いいたします。

報告第 30 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知の報告について」です。

農地法第 18 条第 6 項の規定による通知があったので報告する。

本日付け提出、会長名です。

28 ページをお願いします。

### 番号 1 番

申請地 地目 面積を朗読。

売買のため、賃借権を解除します。

### 番号 2 番

申請地 地目 面積を朗読。

農地転用のため、賃借権を解除します。

### 番号 3 番

申請地 地目 面積を朗読。

自作のため、賃借権を解除します。

### 番号 4 番

申請地 地目 面積を朗読。

農地転用のため、賃借権を解除します。

29 ページの総括表をお願いします。

申請件数 4 件 田 4 筆 680 m<sup>2</sup>、合計 4 筆 680 m<sup>2</sup>です。

以上です。

令和 7 年第 9 回稻沢市農業委員会総会会議録

令和 7 年 9 月 24 日 稲沢市産業会館 大会議室

【会長】

説明が終わりました。質疑はございませんか。  
質疑もないようですので、これで報告を終わります。  
以上で本日の日程は、終了いたしました。  
長時間、御審議いただきありがとうございました。これをもちまして、令和 7 年第 9 回稻沢市農業委員会総会を閉会致します。

午後 2 時 35 分閉会

令和 年 月 日

会長

大崎 和生

10 番委員

春田 美智代

11 番委員

澤田 彰俊